

# あさひ訪問収集

(ごみ訪問収集事業)

家庭ごみを決められた「ごみ集積所」まで運び出すことが困難な高齢者や障がい者世帯の燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ等を玄関先まで戸別訪問して収集します。



▲玄関先のカゴの中に入れて、ごみを出していただきます。

## ●対象世帯

市内在住者で次のいずれかに該当し、自力でごみ等を排出することが困難であり、親族や近隣在住者等の協力を得ることができない世帯

- ・介護保険法に基づき、要支援または要介護認定を受けているかたのみの世帯
- ・障がい者のかたのみの世帯
- ・その他、必要と認められるかたの世帯

## ●対象世帯の決定方法

市職員が実態調査を行い、適当と認められた世帯に対してあらかじめ協議して決めた日から「あさひ訪問収集」を開始します。

## ●申込方法

「あさひ訪問収集利用申請書」を環境課または、環境事業センターに提出してください。申請を行うことができるのは、利用者本人や親族、又は本人の介護支援者や民生委員児童委員です。上記実態調査を踏まえて、利用世帯に対してあさひ訪問収集の実施（あるいは中止）を決定し、通知します。

オンラインフォーム リンク先：<https://logoform.jp/form/zw2T/1240223>

QRコードはこちら⇒⇒⇒



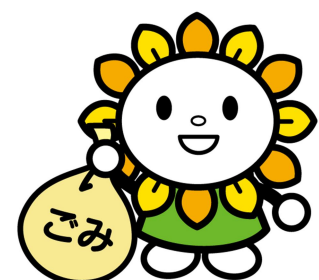
## ●問い合わせ先

尾張旭市環境事業センター

電話：0561-52-8000

住所：尾張旭市下井町内2346番地6

東部浄化センター内



## あさひ訪問収集 Q&A

問い1 あさひ訪問収集をお願いすると、有料になりますか？

答え 無料です。

問い2 申し込みできるのは利用者本人や親族、また、担当の介護職員や民生委員児童委員となっていますが、介護職員とはどういう人ですか。また、なぜこうした制限をしているのですか？

答え 介護職員とはケアマネジャーさんやヘルパーさんのことを言います。また制限をしているのは、申込申請書には個人情報を入力していただく必要があるからです。申込受付後に、市の職員が実態調査を行って、収集の可否を決定します。

問い3 収集頻度はどうですか？

答え ごみを収集にお伺いするのは、週1回です。あらかじめカゴをお渡ししますので、事前に相談して決めた曜日に処理したいごみをカゴに入れて、玄関先まで出しておいてください。  
収集後は、次回のために空（から）のカゴを置いていきます。

問い4 出せるごみは何ですか？

答え 家庭から出る生活ごみなら、原則何でもOKです。可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみのいずれも同時に結構ですが、ごみ袋が指定されているもの（可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装）は、指定袋に入れて出させていただきます。

問い5 粗大ごみの場合はどうですか？

答え 事前に予約していただければ収集します。ただし、運び出しの際は必ず立会いをお願いします。  
※ 粗大ごみの収集は月1回で、5点までです。また、1点800円の有料となります。

《この他についての問い合わせは、環境事業センターTel(0561)52-8000 まで》